



2018年12月3日

## 千葉市への遺贈希望者に対する個別相談業務の開始について ～千葉市と「遺言を活用した遺贈に関する協定」締結～

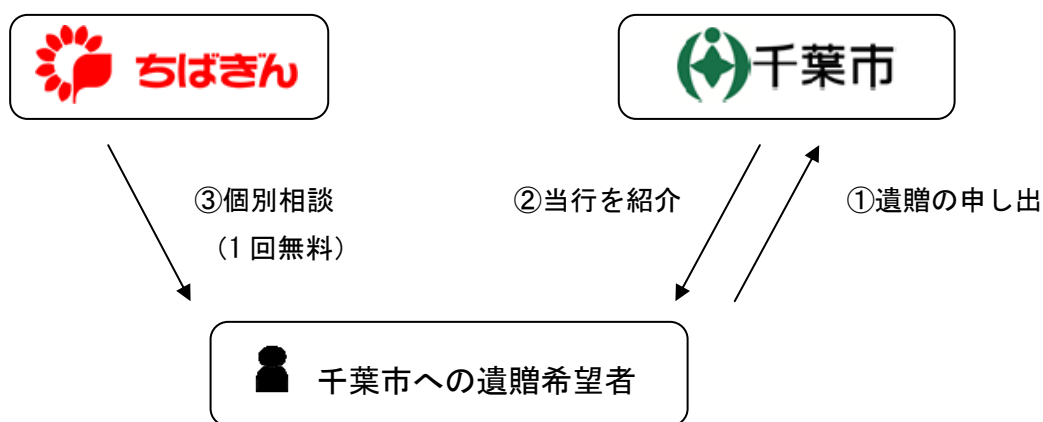
千葉銀行（頭取 佐久間 英利）は、千葉市（市長 熊谷 俊人）と「遺言を活用した遺贈に関する協定」を締結し、2018年12月3日（月）より、千葉市へ遺贈<sup>※1</sup>を希望する方に対する個別相談業務を開始しました。

今回の協定は、遺贈希望者の意向が円滑に実現するよう、千葉市が具体的な相談先として当行を紹介する内容となっています。当行は長年、相続関連業務で培った知見により、本部担当者が寄付や遺言作成の手続き等に関する個別相談に応じ、必要に応じて遺言信託<sup>※2</sup>などの商品・サービスをご提供いたします。なお、おひとりにつき1回は相談料が無料です。

千葉市との協定スキームは下記のとおりです。

本協定の締結を機に、当行と千葉市はこれまで以上に緊密に連携し、地域の活性化や市民サービスの向上に協働して取り組んでまいります。

### 【千葉市との協定スキーム】



※1 遺言により、財産を贈与する行為です。

※2 遺言者と遺産の分配方法を決め公正証書遺言を作成し、その正本を保管するとともに、相続発生時には遺言執行を引き受けるものです。

以上